

広島市告示第 335 号
令和 8 年 6 月 26 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 8 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の 期 日
市道	安佐北 1 区	安佐北区白木町大字小越字向川原 1 4 4 4 番地 1 4 地先	令和 8 年 6 月 26 日
	1 6 6 号線	安佐北区白木町大字小越字向川原 1 4 4 4 番地 2 3 地先	
市道	安 芸 1 区	安芸区中野三丁目 1 1 7 5 番地 2 地先	令和 8 年 6 月 26 日
	6 9 5 号線	安芸区中野三丁目 1 1 7 7 番地 2 地先	
市道	佐 伯 3 区	佐伯区千同一丁目 4 6 9 番地 1 地先	令和 8 年 6 月 26 日
	3 4 1 号線	佐伯区千同一丁目 4 7 1 番地 6 地先	